

山口県報

平成24年
2月10日
(金曜日)

目 次

告示	五
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課)	二
公告	三
特定非常営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課)	三
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)	三
公共測量の実施(監理課)	四
一般競争入札の実施(都市計画課)	四
雑報	四
山口宇部有料道路に係る料金の徴収期間の変更	五

山口県告示第四十号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十四年二月十日から同年三月一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十四年二月十日

山口県知事 二井 関 成

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日本製紙株式会社
住 所 東京都北区王子一丁目四番一号
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日本製紙株式会社岩国工場
所在地 岩国市飯田町二丁目八番一号
- 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 (t/日)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日	使 用 時 間 隔 隔 日 の 使 用 時 間 変 動 の 概 要
二三一チ	三三〇	平成二四、 三、二	平成二四、 八、三二	平成二四、 九、一	連 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「二三一チ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十三号のバルブ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する抄紙施設をいう。

山口県告示第四十一号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（平成十年山口県告示第二百十六号）の一

平成二十四年二月十日

山口県知事 二井 関 成

部を次のように改正する。

No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		室 状 態 の 値		ダイオキシン類 (Dioxin類) (pg-TEQ/l)	排出水の日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数) (mg/l)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)		
七	九	通 常	通 常	通 常	通 常	通 常	通 常
九	六	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大
七	九	通 常	通 常	通 常	通 常	通 常	通 常
九	六	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

凝 集 沈 殿 施 設	種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の日当たりの量 (m ³)
		処理前	処理後	水素イオン濃度 (水素指数) (mg/l)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
"	"	六	"	六〇	五〇	"
"	"	七	"	一〇六	三三	"
"	"	五	"	一八〇	四〇	"
"	"	八	"	二・八	"	"
"	"	四	"	四	"	"
"	"	〇・一	"	〇・一四	"	"
"	"	検 出 せ ず	"	"	"	"
"	"	一〇八・一四〇	"	一七六・〇	"	"

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

凝 集 沈 殿 施 設	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	間 隔	使用時間 の一日当たり	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の日当たりの量(m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数) (mg/l)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
一三ーチ	通 常	通 常	通 常
七・五	最 大	最 大	最 大
九・二	通 常	通 常	通 常
六・二	最 大	最 大	最 大
三〇	通 常	通 常	通 常
三六	最 大	最 大	最 大
三三	通 常	通 常	通 常
五〇	最 大	最 大	最 大
二	通 常	通 常	通 常
二・七	最 大	最 大	最 大
〇・〇八	通 常	通 常	通 常
〇・二	最 大	最 大	最 大
二、四九〇	通 常	通 常	通 常
一三、七四〇	最 大	最 大	最 大

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

惣津地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。
 二 区域の範囲
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線、標柱八号と九号を市道鍋山線南側境界線に沿って結んだ線、標柱九号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
長門市	仙崎	権現堂	六九の一	一号
"	"	"	六九の一	二号
"	"	"	六九の一	三号
"	"	惣津	七一	四号
"	"	"	七一	五号
"	"	"	七一	六号
"	"	"	七一	七号
"	"	想津	九一九の五	八号
"	"	荒神原	九二六の四	九号
"	"	権現堂	六九の一	十号
"	"	"	六九の一	十一号



(四一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年三月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年二月十日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十四年一月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名称 特定非営利活動法人サポート山口
 代表者の氏名 長谷 幸夫
 主たる事務所の所在地 宇部市大字船木八三三番地の二一

(四二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年三月十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年二月十日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十四年一月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名称 特定非営利活動法人つばさ

代表者の氏名 竹光 道治
 主たる事務所の所在地 柳井市柳井三八四二番地の六

(四三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年九月九日山口県公告(二八〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり萩市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年二月十日から同年三月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び萩市商工観光部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年二月十日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・ビッグエクストラ萩店
 所在地 萩市大字椿二二一五の一

二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(四四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年九月二十日山口県公告(二八六)に係る大規模小売店舗について次のとおり萩市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年二月十日から同年三月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び萩市商工観光部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年二月十日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・ビッグエクストラ萩店

所在地 萩市大字椿二二一五の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四五) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十四年二月十日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

長門市深川湯本及び俵山

三 作業の期間

平成二十四年一月十二日から同年三月三十日まで

(四六) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十四年二月十日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称

電気

(二) 物品等の予定数量

三百九十万キロワット時

(三) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間

(五) 納入場所

山口きらら博記念公園

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十三年山口県告示第二百七十一号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十三年山口県告示第七十七号)に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三条第一項の規定により一般電気

事業の許可を受けている者又は同法第十六条の二第一項の規定による特定規模電気事業の届出をしている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市阿知須五〇九番五〇 山口きらら博記念公園管理事務所管理課
入札説明書及び仕様書の交付

平成二十四年二月十日から同月二十四日までの午前九時から午後四時三十分までの間、山口きらら博記念公園管理事務所管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札の決定は、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口きらら博記念公園管理事務所管理課

(三) 受領期限

平成二十四年三月二十一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十四年三月二十三日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市阿知須五〇九番五〇 山口きらら博記念公園多目的ドームフィールドコア

2

(二) 日時

平成二十四年三月二十三日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づ

き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口きらら博記念公園管理事務所長 山藤賢一郎

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口きらら博記念公園管理事務所管理課(電話〇八三六一六五―六九〇〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Yamaguchi Kirara Expo Memorial Park Administrative Office, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity, 3,900,000 kWh.

(3) Delivery period: From April 1, 2012 to March 31, 2013

(4) Delivery place: Yamaguchi Kirara Expo Memorial Park

(5) Section in charge of procurement and contact point for inquiry: Administrative Division, Yamaguchi Kirara Expo Memorial Park Administrative Office (Tel. 0836-65-6900)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., March 22, 2012
(In case of bringing a tender: 2:00 P.M., March 23, 2012)



山口宇部有料道路に係る料金の徴収期間の変更

山口宇部有料道路に係る料金の徴収期間を次のとおり変更するので、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十五条第一項の規定により公告します。

平成二十四年二月十日印刷
平成二十四年二月十日発行

発行所

山口県知事

平成二十四年二月十日

料金の徴収期間

換算起算日(昭和六十二年一月四日)から平成二十四年三月二十七日まで

山口県道路公社
理事長 嶋岡正三